# 総務委員会議案説明資料

件	名		頁
1	第90号議案	足立区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例・	• 1
2	第91号議案	足立区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
3	第92号議案	足立区職員の分限に関する条例の一部を改正する条例・・・	1 5
4	第93号議案	足立区職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例・・・	18
5	第94号議案	足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を 改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 0
6	第95号議案	公益的法人等への足立区職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
7	第96号議案	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関 する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・2	2 6
8	第97号議案	足立区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 9
9	第98号議案	足立区非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 2

10	第99号議案	足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例・・・34
11	第100号議案	足立区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例・38
12	第102号議案	補助第258号線六町加平橋取付道路整備工事その1請負契 約の変更について・・・・・・・・・・・・・・41
13	第103号議案	栗六陸橋耐震補強等工事請負契約の変更について・・・・43
14	第104号議案	災害備蓄用アルファ化米等の購入及び入れ替えについて・・45

(総 務 部)

# 第90号議案説明資料

	一
件名	足立区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
所管部課名	総務部人事課
	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)の施行に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し、必要な事項を定める条例を制定する。
内容	1 概要 (1) パートタイム会計年度任用職員に関する事項 ア 報酬に関すること。 報酬額は、月額、日額、時間額で区分するとともに、支給方法及び減額の基準について定める。 報酬額の上限は、職種に応じた給料表の1級職の額とし、職種の分類により難い場合は、月額392,333円、日額27,848円、時間額2,354円とする。 イ 手当に相当する報酬に関すること。 諸手当に相当する報酬に関すること。 諸手当に相当する報酬に関すること。 非常勤職員の例により、通勤に係る費用及び旅費を支給する旨を定める。 エ 期末手当に関すること。 常勤職員の支給基準を踏まえ支給する旨を定める。 ※ 原則、任期が6か月以上の職員に支給する。 ただし、週の勤務時間が15時間30分未満、かつ、週の勤務日数が2日以下の者は支給しない。 ※ 令和2年度、会計年度任用職員の組織定数…1,944人(予定) (2)フルタイム会計年度任用職員に支給する給与について、今後の導入を想定し、常勤職員の例により基準を定める。  2 施行年月日 令和2年4月1日 3 制定内容 別紙のとおり
今後の方針	

## 足立区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(案)

## 目次

- 第1章 総則(第1条—第3条)
- 第2章 フルタイム会計年度任用職員の給与(第4条—第16条)
- 第3章 パートタイム会計年度任用職員の給与(第17条―第29条)
- 第4章 パートタイム会計年度任用職員の費用弁償(第30条・第31条)
- 第5章 雑則 (第32条—第34条)

付 則

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項及び第204条第3項並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の給与及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

### (給与)

- 第2条 会計年度任用職員には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める給与を支給する。
  - (1) 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。) 給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び期末手当
  - (2) 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。) 報酬及び期末手当
- 2 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。
- 3 この条例による給与は、現金で直接会計年度任用職員に支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員から申出のある場合には、口座振替の方法により支払うことができる。

#### (給料表)

- 第3条 会計年度任用職員の給料及び報酬の額の決定には、給料表を用いるものとする。ただし、次条 第2項及び第17条第2項に規定する職に従事する会計年度任用職員については、この限りでない。
- 2 前項の給料表の種類は、足立区職員の給与に関する条例(昭和50年足立区条例第13号。以下「給与条例」という。)第5条第1項第1号ア及びイ並びに同項第2号アからウまでに掲げる給料表のとおりとする。
- 3 前項の給料表は、当該会計年度任用職員が採用された日の属する年度の初日において施行されている給与条例に規定する給料表をいう。

# 第2章 フルタイム会計年度任用職員の給与

### (フルタイム会計年度任用職員の給料の額)

- 第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料の額は月額で定めるものとし、別表に掲げる職種に応じ、 同表額の種別の欄に掲げる月額を超えない範囲内において、任命権者が決定するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、別表に掲げる職種の分類により難いものと任命権者が認める職に従事するフルタイム会計年度任用職員の給料の額については、月額 486,111 円を超えない範囲内において、 任命権者が決定するものとする。
- 3 前2項の規定により給料の額を決定する場合には、職員の職務の複雑性、特殊性、困難性及び責任 の軽重に応じ、かつ、常勤の職員の給与との権衡を考慮しなければならない。
- 4 前3項に規定するもののほか、フルタイム会計年度任用職員の給料の額の決定に関し必要な事項は、特別区人事委員会(以下「人事委員会」という。)の承認を得て規則で定める。

### (フルタイム会計年度任用職員の給料の支給方法)

- 第5条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、月の1日から末日までの期間(以下「給与期間」という。)につき、毎月1回、規則で定める日に、その全額を支給する。
- 2 新たにフルタイム会計年度任用職員となった者に対しては、その日から給料を支給し、給料額に異動を生じた者に対しては、その日から新たに決定された給料を支給する。ただし、離職したフルタイム会計年度任用職員が即日他の職のフルタイム会計年度任用職員に任命されたときは、その日の翌日から給料を支給する。
- 3 フルタイム会計年度任用職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。
- 4 前2項の規定により給料を支給する場合であって、給与期間の初日から支給するとき以外のとき又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数からフルタイム会計年度任用職員について定められた週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 5 フルタイム会計年度任用職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

### (フルタイム会計年度任用職員の地域手当)

第6条 フルタイム会計年度任用職員には、給与条例第14条の規定により地域手当を支給される職員 の例により、地域手当を支給する。

### (フルタイム会計年度任用職員の通勤手当)

第7条 フルタイム会計年度任用職員には、給与条例第16条の規定により通勤手当を支給される職員の例により、通勤手当を支給する。

### (フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当)

第8条 フルタイム会計年度任用職員には、給与条例第17条及び足立区職員の特殊勤務手当に関する条例(平成11年足立区条例第2号。以下「特勤条例」という。)の規定により特殊勤務手当を支給される職員の例により、特殊勤務手当を支給する。

## (フルタイム会計年度任用職員の給与の減額)

- 第9条 フルタイム会計年度任用職員がその定められた勤務時間(以下次条から第12条までにおいて「所定の勤務時間」という。)中に勤務しないときは、休日(特に勤務することを命ぜられる場合を除き、当該職員について定められた勤務時間においても勤務することを要しない日及び当該日に特に勤務することを命ぜられた場合における当該日に代わる日(以下「代休日」という。)をいう。以下同じ。)である場合、人事委員会の承認を得て規則で定める有給の休暇による場合並びにその勤務しないこと及び給与の減額を免除することにつき任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第13条の規定により算出する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- 2 前項の承認の基準は、人事委員会の承認を得て規則で定める。

## (フルタイム会計年度任用職員の超過勤務手当)

- 第10条 所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員には、 その所定の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、超過勤務手当を支給する。
- 2 前項に規定する超過勤務手当の額は、勤務 1 時間につき、第 13 条の規定により算出する勤務 1 時間当たりの給与額に所定の勤務時間以外の時間に勤務した次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で人事委員会の承認を得て規則で定める割合(その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合)を乗じて得た額とする。
  - (1) 所定の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。)における勤務
  - (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務
- 3 前2項の規定に定めるもののほか、あらかじめ割り振られた1週間の所定の勤務時間(以下「割振り変更前の所定の勤務時間」という。)を超えて週休日とされた日に所定の勤務時間を割り振られたフルタイム会計年度任用職員には、当該所定の勤務時間に相当する時間(次条の規定により休日給が支給されることとなる時間を除く。次項において「割振り変更前の所定の勤務時間を超えて勤務した時間」という。)に対して、勤務1時間につき、第13条の規定により算出する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で人事委員会の承認を得て規則で定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
- 4 所定の勤務時間以外の時間に勤務した時間と割振り変更前の所定の勤務時間を超えて勤務した時間との合計が1月について60時間を超えたフルタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第13条の規定により算出する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
  - (1) 第2項各号に掲げる勤務の時間 100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)
  - (2) 前項の規定による勤務の時間 100分の50

# (フルタイム会計年度任用職員の休日給)

第11条 休日の勤務として所定の勤務時間中に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員には、所定の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第13条の規定により算出する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会の承認を得て規則で定める割合を乗じて得た額を休日給として支給する。ただし、任命権者が代休日を指定し当該代休日に勤務しなかった場合には、休日給は支給しない。

## (フルタイム会計年度任用職員の夜勤手当)

第12条 所定の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、次条の規定により算出する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

## (フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出)

第13条 第9条から前条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び人事委員会の 承認を得て規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を38.75に52を乗じた時間から3 8.75を5で除して得た時間に人事委員会の承認を得て規則で定める日の数を乗じたものを減じたもの で除して得た額とする。

## (休職等となったフルタイム会計年度任用職員の給与)

- 第14条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項の規定による育児休業中のフルタイム会計年度任用職員については、育児休業法第7条の規定により、期末手当を支給することができる。
- 2 前項の場合を除き、法第28条第2項若しくは職員の休職の事由等に関する規則(昭和53年特別区人事委員会規則第17号。以下「休職規則」という。)第2条第3号若しくは第4号(第1号及び第2号に準ずる場合を除く。)の規定による休職、法第55条の2第5項の規定による休職又は育児休業法第2条第1項の規定による育児休業となったフルタイム会計年度任用職員に対しては、休職等の期間中いかなる給与も支給しない。

# (フルタイム会計年度任用職員の給与と災害補償との関係)

第15条 フルタイム会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)又は特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例(昭和43年特別区人事・厚生事務組合条例第8号)の適用を受けて療養のため勤務しない期間については、次条の給与を除くほか、この条例に定める給与は支給しない。

### (フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第16条 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日(以下この条及び第29条において「基準日」という。)にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員(規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基

準日前1月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員(規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。)についても、また同様とする。

- 2 期末手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として規則で定める額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の115、12月に支給する場合においては100分の120を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
- 3 期末手当の不支給及び一時差止めは、給与条例の適用を受ける職員の例による。
- 4 前3項に規定するもののほか、フルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給等に関し必要な事項は人事委員会の承認を得て規則で定める。

## 第3章 パートタイム会計年度任用職員の給与

## (パートタイム会計年度任用職員の報酬の額)

- 第17条 パートタイム会計年度任用職員の報酬(第20条第1項に規定する地域手当に相当する報酬、第21条第1項に規定する特殊勤務手当に相当する報酬、第23条第1項に規定する超過勤務手当に相当する報酬、第24条に規定する休日給に相当する報酬及び第25条に規定する夜勤手当に相当する報酬(以下これらを総称して「諸手当相当報酬」という。)を含まないものをいう。以下この条から第19条までにおいて同じ。)の額は、月額、日額又は時間額で定めるものとし、別表に掲げる職種に応じ、同表額の種別の欄に掲げる月額、日額又は時間額を超えない範囲内において、次条に定めるところにより、任命権者が決定するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、別表に掲げる職種の分類により難いものと任命権者が認める職に従事するパートタイム会計年度任用職員の報酬の額については、月額で定める職にあっては392,333円、日額で定める職にあっては27,848円、時間額で定める職にあっては2,354円を超えない範囲内において、任命権者が決定するものとする。
- 3 前2項の規定により報酬の額を決定する場合には、職員の職務の複雑性、特殊性、困難性及び責任 の軽重に応じ、かつ、常勤の職員の給与との権衡を考慮しなければならない。
- 4 前3項に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員の報酬の額の決定に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て規則で定める。
- 第18条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の勤務1月当たりの報酬額は、基準月額に、当該職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。
- 2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の勤務 1 日当たりの報酬額は、基準月額を 21 で除して得た額に、当該職員について定められた 1 日当たりの勤務時間を 7.75 で除して得た数を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。
- 3 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額は、基準月額を 162.75で除して得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。
- 4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間がフルタイム会計年度任用職員と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして前条により決定した報酬の額

とする。

## (パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給方法)

- 第19条 パートタイム会計年度任用職員の報酬は、給与期間につき、毎月1回、規則で定める日に、 その全額を支給する。
- 2 新たに月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員となった者に対しては、その日から報酬を支給し、報酬額に異動を生じた者に対しては、その日から新たに決定された報酬を支給する。ただし、離職したパートタイム会計年度任用職員が即日他の職のパートタイム会計年度任用職員に任命されたときは、その日の翌日から報酬を支給する。
- 3 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員が離職したときは、その日まで報酬を支給する。
- 4 前2項の規定により報酬を支給する場合であって、給与期間の初日から支給するとき以外のとき又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その給与期間の現日数からパートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 5 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員が死亡したときは、その月まで報酬を支給する。
- 6 日額又は時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は 勤務時間に応じて報酬を支給する。

## (パートタイム会計年度任用職員の地域手当に相当する報酬)

- 第20条 パートタイム会計年度任用職員には、地域手当に相当する報酬を支給する。
- 2 前項に規定する地域手当に相当する報酬の額は、当該職員の報酬(諸手当相当報酬を含まないもの をいう。)の100分の20の範囲内の額とする。
- 3 パートタイム会計年度任用職員の地域手当に相当する報酬の支給額、支給方法その他地域手当に相当する報酬の支給に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て規則で定める。

### (パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当に相当する報酬)

- 第21条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を報酬で考慮することが適当でないと認められるものに従事するパートタイム会計年度任用職員(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号。以下「教特法」という。)第2条第2項に規定する講師に該当する者を除く。)には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当に相当する報酬を支給する。
- 2 前項に規定する特殊勤務手当に相当する報酬の額は、当該職員の報酬(諸手当相当報酬を含まない ものをいう。)の100分の25を超えない範囲内において定める。ただし、職務の性質により特別の 必要がある場合は、この限りでない。
- 3 パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当に相当する報酬の種類、支給範囲及び支給額等については、特勤条例の規定を準用する。

## (パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額等)

- 第22条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員がその定められた勤務時間(以下この条から第25条までにおいて「所定の勤務時間」という。)中に勤務しないときは、休日である場合、人事委員会の承認を得て規則で定める有給の休暇による場合並びにその勤務しないこと及び給与の減額を免除することにつき任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第26条第1号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額して報酬を支給する。
- 2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員が所定の勤務時間中に勤務しないときは、休日 である場合、人事委員会の承認を得て規則で定める有給の休暇による場合並びにその勤務しないこと 及び給与の減額を免除することにつき任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間に つき、第26条第2号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額して報酬を支給する。
- 3 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員が所定の勤務時間中に人事委員会の承認を得て規則で定める有給の休暇を取得したとき並びにその勤務しないこと及び給与の減額を免除することにつき任命権者の承認があったときは、当該勤務時間1時間につき、第26条第3号に定める勤務1時間当たりの報酬額を報酬として支給する。
- 4 前3項の承認の基準は、人事委員会の承認を得て規則で定める。

## (パートタイム会計年度任用職員の超過勤務手当に相当する報酬)

- 第23条 所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に は、その所定の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、超過勤務手当に相当する報酬を支給 する。
- 2 前項に規定する超過勤務手当に相当する報酬の額は、勤務1時間につき、第26条各号の規定により算出する勤務1時間当たりの報酬額に所定の勤務時間以外の時間に勤務した次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会の承認を得て規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で所定の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における所定の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に係る本文に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第26条各号の規定により算出する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする。
  - (1) 所定の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により休日給に相当する報酬が支給されることとなる日を除く。)における勤務
  - (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務
- 3 前2項の規定に定めるもののほか、割振り変更前の所定の勤務時間を超えて週休日とされた日に所 定の勤務時間を割り振られたパートタイム会計年度任用職員には、当該所定の勤務時間に相当する時 間(38時間45分から当該割振り変更前の所定の勤務時間を減じて得た時間及び次条の規定により休 日給に相当する報酬が支給されることとなる時間を合計して得た時間(当該合計して得た時間が当該 割振り変更前の所定の勤務時間を超えて勤務した時間を超える場合にあっては、当該時間)を除く。 次項において「割振り変更前の所定の勤務時間を超えて勤務した時間」という。)に対して、勤務1

時間につき、第26条各号の規定により算出する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で人事委員会の承認を得て規則で定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当に相当する報酬として支給する。

- 4 所定の勤務時間以外の時間に勤務した時間と割振り変更前の所定の勤務時間を超えて勤務した時間との合計が1月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第26条各号の規定により算出する勤務1時間当たりの報酬額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当に相当する報酬として支給する。
  - (1) 第2項各号に掲げる勤務の時間 100分の150 (その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)
  - (2) 前項の規定による勤務の時間 100分の50

## (パートタイム会計年度任用職員の休日給に相当する報酬)

第24条 休日の勤務として所定の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、所定の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第26条各号の規定により算出する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会の承認を得て規則で定める割合を乗じて得た額を休日給に相当する報酬として支給する。ただし、任命権者が代休日を指定し当該代休日に勤務しなかった場合には、休日給に相当する報酬は支給しない。

# (パートタイム会計年度任用職員の夜勤手当に相当する報酬)

第25条 所定の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、次条各号の規定により算出する勤務1時間当たりの報酬額の100分の25を夜勤手当に相当する報酬として支給する。

## (パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額の算出)

- 第26条 第22条から前条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
  - (1) 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 第17条及び第18条の規定により決定された報酬の月額及び人事委員会の承認を得て規則で定める手当に相当する報酬の月額の合計額に12を乗じ、その額を38.75に52を乗じた時間から38.75を5で除して得た時間に人事委員会の承認を得て規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額に、38.75をパートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間で除したものを乗じて得た額
  - (2) 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 第17条及び第18条の規定により決定された報酬の日額及び人事委員会の承認を得て規則で定める手当に相当する報酬の日額の合計額をパートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額
  - (3) 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 第17条及び第18条の規定により決定された報酬の時間額及び人事委員会の承認を得て規則で定める手当に相当する報酬の時間額の合計

## (休職等となったパートタイム会計年度任用職員の給与)

- 第27条 パートタイム会計年度任用職員のうち、教特法第2条第2項に規定する講師に該当する者が教 特法第14条に規定する事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに報酬(第23条 から第25条までに規定する報酬を除く。)の100分の100の額を支給することができる。
- 2 育児休業法第2条第1項の規定による育児休業中のパートタイム会計年度任用職員については、育 児休業法第7条の規定により、期末手当を支給することができる。
- 3 前2項の場合を除き、法第28条第2項若しくは休職規則第2条第3号若しくは第4号(第1号及 び第2号に準ずる場合を除く。)の規定による休職、法第55条の2第5項の規定による休職又は育 児休業法第2条第1項の規定による育児休業となったパートタイム会計年度任用職員に対しては、休 職等の期間中いかなる給与も支給しない。

## (パートタイム会計年度任用職員の給与と災害補償との関係)

第28条 パートタイム会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法又は特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の適用を受けて療養のため勤務しない期間については、次条の給与を除くほか、この条例に定める給与は支給しない。

### (パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

- 第29条 期末手当は、基準日にそれぞれ在職するパートタイム会計年度任用職員(規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員(規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を除く。)についても、また同様とする。
- 2 期末手当の額は、第17条及び第18条の規定により決定された報酬を基礎として規則で定める額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の115、12月に支給する場合においては100分の120を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
- 3 期末手当の不支給及び一時差止めは、給与条例の適用を受ける職員の例による。
- 4 前3項に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給等に関し必要な事項は人事委員会の承認を得て規則で定める。

# 第4章 パートタイム会計年度任用職員の費用弁償

### (パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

- 第30条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第16条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に 該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。
- 2 パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償の額、支給日及び返納については、人事委員会の承認を得て規則で定める。

## (パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償)

- 第31条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行 に係る費用弁償を支給する。
- 2 パートタイム会計年度任用職員の旅行に係る費用弁償の額及び支給方法は、足立区非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和39年足立区条例第18号)の適用を受ける非常勤職員の例による。

# 第5章 雑則

## (給与からの控除)

- 第32条 次の各号に掲げるものは、会計年度任用職員に給与を支給する際、その給与から控除することができる。
  - (1) 会計年度任用職員の居住の用に供する東京都又は区の施設の使用料及びその使用に必要な経費
  - (2) 会計年度任用職員がその福利厚生を目的として組織する団体で区長が適当と認めたもの(以下「互助会」という。)の会費並びに互助会の貸付金及び立替金にかかる返還金及び利子
  - (3) 互助会が取り扱う保険料及び火災共済事業の共済掛金
  - (4) 東京都職員信用組合及び中央労働金庫に対する貯蓄金並びにこれらの法人の貸付金にかかる返還金及び利子

## (別に定めのある職員の給与)

第33条 第2条から前条までの規定にかかわらず、勤務条件について別に定めのある会計年度任用職員の給与については、常勤の職員の給与との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定めるものとする。

### (委任)

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会と協議の上、規則で定める。

## 付 則

### (施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

### (給与の種類及び基準の準用)

2 法第57条の規定に基づく単純な労務に雇用される者の給与の種類及び基準については、この条例中給与の種類及び基準に関する規定を準用する。

別表 (第4条、第17条関係)

職種	<b>公</b>	額の種別		
4取 7里	給料表	月額	日額	時間額
事務系	行政職給料表	給料表の1級の額	月額を 21 で除 して得た額	月額を 162.75 で除し て得た額
福祉系	行政職給料表	給料表の1級の額		
一般技術系	行政職給料表	給料表の1級の額		
	医療職給料表 (一)	給料表の1級の額		
医療技術系	医療職給料表	給料表の1級の額		
	医療職給料表 (三)	給料表の1級の額		
技能系	行政職給料表	給料表の1級の額		
業務系	行政職給料表	給料表の1級の額		

# 備考

この表において「職種」とは、職員の採用・昇任等に関する一般基準(平成 13 年 3 月 29 日特別区人事委員会決定)13 (1) ②に規定する職種をいう。

# 第91号議案説明資料

件名	足立区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
所管部課名	総務部人事課
内容	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)の施行に伴い、条例の改正を行う。  1 改定内容 公表対象職員にフルタイム会計年度任用職員を追加する。 ※ 毎年、職員数、人事評価、分限及び懲戒等に関する状況について、あだち広報及び区ホームページで公表している。  2 施行年月日 令和2年4月1日  3 新旧対照表 別紙のとおり
今後の方針	

別紙

改正前	改 正 後
(報告事項)	(報告事項)
第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告し	第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告し
なければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員	なければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員
(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員	(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員
を除く。)を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。	及び地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。)を除く。
	以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。
(略)	(略)
	<u>付 則</u>
	この条例は、令和2年4月1日から施行する。

# 第92号議案説明資料

件名	足立区職員の分限に関する条例の一部を改正する条例
所管部課名	総務部人事課
内 容	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)の施行に伴い、条例の改正を行う。  1 改定内容 パートタイム会計年度任用職員に対する分限処分を規定する。 分限処分による休職期間は、任命権者が定める任期の範囲内とする。 ※ 分限とは、職員が職務を十分に果たすことができない場合等になされる本人の意に反する身分上の不利益な処分をいう。  2 施行年月日 令和2年4月1日  3 新旧対照表 別紙のとおり
今後の方針	

_		ı
C	5	)

改正前	改正後
○足立区職員の分限に関する条例	○足立区職員の分限に関する条例
昭和49年12月20日条例第37号	
足立区職員の分限に関する条例	足立区職員の分限に関する条例
之五户(M) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	ALEIMAN MICHAEL STATE OF THE ST
第1条から第3条まで 省略	第1条から第3条まで 改正前のとおり
(休職の期間)	(休職の期間)
第4条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間	引第4条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間
は、3年を超えない範囲内において休職を要する程度に応じ、個々の場合	は、3年を超えない範囲内において休職を要する程度に応じ、個々の場合
において、任命権者が定める。この休職の期間が3年に満たない場合にお	において、任命権者が定める。この休職の期間が3年に満たない場合にお
いては、休職した日から引き続き3年を超えない範囲内において、これる	いては、休職した日から引き続き3年を超えない範囲内において、これを
更新することができる。	更新することができる。
	2 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する前項の規定
	の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第2
	2条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲
	内」と、「3年に満たない場合」とあるのは「法第22条の2第1項及び
	第2項の規定に基づき任命権者が定める任期に満たない場合」とする。
	当3 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当
該刑事事件が裁判所に係属する間とする。	該刑事事件が裁判所に係属する間とする。
	$b   \underline{4} $ 第2条の規定による場合における休職の期間は、人事委員会規則で定め
る。	る。
第 5 条 省略	第5条 改正前のとおり
(人口 中外)	/ / / Thin \
(復職)	(復職)
第6条 第4条第1項	_ 第6条 第4条第1項 <u>(同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を</u>

改正前	改正後	
及び <u>第3項</u> に規定する休職期間中であつても、その事由が消滅し	<u>含む。)</u> 及び <u>第4項</u> に規定する休職期間中であつても、その事由が消滅し	
たと認められるときは、すみやかに復職を命じなければならない。	たと認められるときは、すみやかに復職を命じなければならない。	
2 休職の期間が満了したときにおいては、当該職員は当然復職するものと	2 休職の期間が満了したときにおいては、当該職員は当然復職するものと	
する。	する。	
第7条から第9条まで 省略	第7条から第9条まで 改正前のとおり	
付 則 省略	付 則 改正前のとおり	
付 則 省略	付 則 改正前のとおり	
付 則 省略	付 則 改正前のとおり	
	付 則(令和元年 月 日条例第 号)	
	この条例は、令和2年4月1日から施行する。	

# 第 9 3 号議案説明資料

件 名	足立区職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例
所管部課名	総務部人事課
	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第 29号)の施行に伴い、条例の改正を行う。
	1 改定内容 パートタイム会計年度任用職員に対する懲戒処分を規定する。 懲戒処分による減給は、1日以上6月以下の範囲で、報酬の5分の1以下を減ずる。 減給の対象となる報酬からは、地域手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当を除く。 ※ 懲戒とは、職員に法令違反や非行などの一定の義務違反があった場合になされる処分をいう。
内 容	<b>2 施行年月日</b> 令和 2 年 4 月 1 日
	3 新旧対照表 別紙のとおり
今後の方針	

# 足立区職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (案)

改正前	改正後
○足立区職員の懲戒に関する条例	○足立区職員の懲戒に関する条例
昭和49年12月20日条例第38号	昭和49年12月20日条例第38号
足立区職員の懲戒に関する条例	足立区職員の懲戒に関する条例
第1条及び第2条 省略	第1条及び第2条 改正前のとおり
(減給の効果)	(減給の効果)
第3条 減給は、1日以上6月以下の範囲で給料	第3条 減給は、1日以上6月以下の範囲で給料 (地方公務員法第22条の
	2第1項第1号に掲げる職員については、報酬(足立区会計年度任用職員
	の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年足立区条例第一号)第20条
	第1項に規定する地域手当に相当する報酬、第21条第1項に規定する特
	殊勤務手当に相当する報酬、第23条第1項に規定する超過勤務手当に相
	当する報酬、第24条に規定する休日給に相当する報酬及び第25条に規
の5分の1以下を減ずるもの	定する夜勤手当に相当する報酬を除く。))の5分の1以下を減ずるもの
とする。	とする。
第4条から第6条まで 省略	第4条から第6条まで 改正前のとおり
付 則 省略	付 則 改正前のとおり
付 則 省略	付 則 改正前のとおり
付 則 省略	付 則 改正前のとおり
	付 則(令和元年 月 日条例第 号)
	この条例は、令和2年4月1日から施行する。

# 第94号議案説明資料

件名	足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
所管部課名	総務部人事課
内容	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)の施行に伴い、条例の改正を行う。  1 改定内容 (1) 臨時的任用職員の勤務時間等は、常勤職員と同様に取り扱う旨を定める。なお、年次有給休暇は規則で定め、リフレッシュ休暇は対象外とする。 (2) 会計年度任用職員の勤務時間等は、規則で定める旨を規定する。  2 施行年月日 令和2年4月1日  3 新旧対照表 別紙のとおり
今後の方針	

改正前 改正後 (趣旨) (趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の

- ものとする。
- 2 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第2条第1項に定める教育公2 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第2条第1項に定める教育公 務員(区立認定こども園の園長及び教員に限る。)の勤務時間、休日、休 務員(区立認定こども園の園長、副園長、教諭及び養護教諭に限る。)の 暇等に関しては、別に条例で定める。

第2条~第14条 略

(年次有給休暇)

第13条 略

2 略

3 略

4 略

(新設)

第14条 略

(特別休暇)

|第15条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由||第15条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由| という。)として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、 母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休 休暇を承認するものとする。 暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフ レッシュ休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇を承認するもの

- 規定に基づき、職員の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定める」規定に基づき、職員の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定める ものとする。
  - 勤務時間、休日、休暇等に関しては、別に条例で定める。

第2条~第14条 略

(年次有給休暇)

第13条 略

- 2 略
- 3 略
- 4 略
- |5 地方公務員法第 22 条の3第1項の規定により臨時的に任用された職員 及び地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定により臨時 的に任用された職員(常時勤務を要するものに限る。)の任用期間中の年 次有給休暇は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、人事委員会の承認 を得て、規則で定める。

第14条 略

(特別休暇)

- により、勤務しないことが相当である場合における休暇(以下「特別休暇」 により、勤務しないことが相当である場合における休暇(以下「特別休暇」 という。)として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める
  - (1) 地方公務員法第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された 職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定に

	•	J
I		•

改正前	改正後
とする。	より臨時的に任用された職員(常時勤務を要するものに限る。) 公
	民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休
	暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休
	暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護の
	ための休暇及び短期の介護休暇
	(2) 前号以外の職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対
	応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、
	育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランテ
	<u>ィア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護</u>
	<u>休暇</u>
2 略	2 略
第16~17条 略	第16~17条 略
(臨時職員に対する特例)	(育児休業に伴う臨時的任用職員等に対する特例)
	人第 18 条 地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定により
事委員会の承認を得て、任命権者が定める。	臨時的に任用される職員 (常時勤務を要するものを除く。) の勤務時間、
(新設)_	休日、休暇等に関しては、人事委員会の承認を得て、任命権者が定める。
	2 非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休日、休暇
	等に関しては、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質
	等を考慮し、人事委員会の承認を得て、規則で定める。
第19条 略	hita fr mfa
	第19条 略
	/ I Bu
	付則
	この条例は、令和2年4月1日から施行する。

# 第 9 5 号議案説明資料

件 名	公益的法人等への足立区職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
所管部課名	総務部人事課
内容	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)の施行に伴い、条例の改正を行う。  1 改定内容  臨時的任用について規定していた地方公務員法第22条第2項から第7項までが、同法第22条の3に移行する。 このため、本条例中で引用している「地方公務員法第22条第1項」を「地方公務員法第22条」に改める。 ※ 法改正に伴う、文言整理に係る条例改正である。  2 施行年月日 令和2年4月1日  3 新旧対照表 別紙のとおり
今後の方針	

改正前	改正後
○公益的法人等への足立区職員の派遣等に関する条例	○公益的法人等への足立区職員の派遣等に関する条例
平成14年3月29日条例第2号	平成14年3月29日条例第2号
公益的法人等への足立区職員の派遣等に関する条例	公益的法人等への足立区職員の派遣等に関する条例
第1条から第8条まで 省略	第1条から第8条まで 改正前のとおり
(法第10条第1項に規定する条例で定める職員)	(法第10条第1項に規定する条例で定める職員)
	第9条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、第2条第2項各号
	に掲げる職員及び地方公務員法 <u>第22条</u> に規定する条件付採用になっ
ている職員とする。	ている職員とする。
第10条から第17条まで 省略	第10条から第17条まで 改正前のとおり
付則省略	付 則 改正前のとおり
付則省略	付 則 改正前のとおり
付 則 省略	付 則 改正前のとおり
付 則 省略	付 則 改正前のとおり
付 則 省略	付 則 改正前のとおり
付 則 省略	付 則 改正前のとおり
付 則 省略	付 則 改正前のとおり
付 則 省略	付 則 改正前のとおり
付 則 省略	付 則 改正前のとおり
付 則 省略	付 則 改正前のとおり
付 則 省略	付 則 改正前のとおり
付 則 省略	付 則 改正前のとおり
付 則 省略	付 則 改正前のとおり

改正前	改正後
付 則 省略	付 則 改正前のとおり
付 則 省略	付 則 改正前のとおり
付 則 省略	付 則 改正前のとおり
付 則 省略	付 則 改正前のとおり
	付 則(令和元年 月 日)
	この条例は、令和2年4月1日から施行する。

# 第96号議案説明資料

件 名	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の 一部を改正する条例
所管部課名	総務部人事課
	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第 29号)の施行に伴い、条例の改正を行う。
	1 改定内容 臨時的任用について規定していた地方公務員法第22条第2項から第 7項までが、同法第22条の3に移行する。 このため、本条例中で引用している「地方公務員法第22条第1項」 を「地方公務員法第22条」に改める。
	※ 法改正に伴う、文言整理に係る条例改正である。
内容	<b>2 施行年月日</b> 令和 2 年 4 月 1 日
	3 新旧対照表 別紙のとおり
今後の方針	

### 改正前

○外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例 昭和63年12月27日条例第40号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例

## 改正後

○外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例 昭和63年12月27日条例第40号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例

# 第1条 省略

(職員の派遣)

- 第2条 任命権者は、足立区と外国の地方公共団体との間の合意若しくはこ第2条 任命権者は、足立区と外国の地方公共団体との間の合意若しくはこ ことができる。
  - (1) 外国の地方公共団体の機関
  - (2) 外国政府の機関
  - (3) 我が国が加盟している国際機関
  - (4) 外国の学校、研究所又は病院であつて、前3号に該当しないもの
  - 会と協議の上定める足立区規則で定めるもの
- 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。
  - る職員
  - (2) 非常勤職員
  - (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第1項に規定する条件 付採用になっている職員(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職 員の処遇等に関する規則(昭和63年特別区人事委員会規則第4号。以下 「外国派遣規則」という。) 第2条に規定する職員を除く。)
  - (4) 足立区職員の定年等に関する条例(昭和59年足立区条例第3号)第 (4) 足立区職員の定年等に関する条例(昭和59年足立区条例第3号)第

# 第1条 改正前のとおり

(職員の派遣)

- れに準ずるものに基づき又は次に掲げる機関の要請に応じ、これらの機関しれに準ずるものに基づき又は次に掲げる機関の要請に応じ、これらの機関 の業務に従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣する」の業務に従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣する ことができる。
  - (1) 外国の地方公共団体の機関
  - (2) 外国政府の機関
  - (3) 我が国が加盟している国際機関
  - (4) 外国の学校、研究所又は病院であつて、前3号に該当しないもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、前各号に準ずる機関で特別区人事委員 (5) 前各号に掲げるもののほか、前各号に準ずる機関で特別区人事委員 会と協議の上定める足立区規則で定めるもの
- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用され (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用され る職員
  - (2) 非常勤職員
  - (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条 に規定する条件 付採用になっている職員(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職 員の処遇等に関する規則(昭和63年特別区人事委員会規則第4号。以下 「外国派遣規則」という。) 第2条に規定する職員を除く。)

h	o	
	$\tilde{}$	

改正前	改正後
4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第	4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第
2項の規定により期限を延長することとされている職員	2項の規定により期限を延長することとされている職員
(5) 地方公務員法第28条第2項各号若しくは職員の休職の事由等に関す	(5) 地方公務員法第28条第2項各号若しくは職員の休職の事由等に関す
る規則(昭和53年特別区人事委員会規則第17号。以下「休職規則」とい	る規則(昭和53年特別区人事委員会規則第17号。以下「休職規則」とい
う。) 第2条各号のいずれかに該当して休職にされ、又は同法第29条第	う。) 第2条各号のいずれかに該当して休職にされ、又は同法第29条第
1項各号のいずれかに該当して停職にされている職員その他の同法第35	1項各号のいずれかに該当して停職にされている職員その他の同法第35
条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を	条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を
免除されている職員	免除されている職員
第3条から第8条まで 省略	第3条から第8条まで 改正前のとおり
付則省略	付 則 改正前のとおり
付則省略	付 則 改正前のとおり
付則省略	付 則 改正前のとおり
付則省略	付 則 改正前のとおり
付 則 省略	付 則 改正前のとおり
付 則 省略	付 則 改正前のとおり

付 則(令和元年 月 日条例第 号) この条例は、令和2年4月1日から施行する。

# 第97号議案説明資料

件名	足立区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
所管部課名	総務部人事課
内容	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)の施行に伴い、条例の改正を行う。  1 改定内容 パートタイム会計年度任用職員に係る部分休業の承認及び給与又は報酬の減額について定める。  ※ 部分休業とは、3歳に達するまでの子を養育する職員が、定められた勤務時間の始め又は終わりに、1日を通じて2時間(1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間)を超えない範囲内で、勤務をしないことが認められる制度である。  2 施行年月日 令和2年4月1日  3 新旧対照表 別紙のとおり
今後の方針	

改正前 改正後

# 第1条~第13条 略

(部分休業をすることができない職員)

- する。
- (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1 項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除 < , )

(部分休業の承認)

|第15条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30<|第15条 部分休業の承認は、正規の勤務時間(前条第2号ア及びイのいずれ) 分を単位として行うものとする。

# 2 略

(新設)

(部分休業における給与の減額)

|給与に関する条例(昭和50年足立区条例第13号。以下「給与条例」という。)| 給与に関する条例(昭和50年足立区条例第13号。以下「給与条例」という。)| 第18条第1項及び足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成12年足)第18条第1項、足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成12年足立

第1条~第13条 略

(部分休業をすることができない職員)

- 第14条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員と第14条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員と
  - (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
  - (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員 法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規 定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)
    - ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
    - イ 勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤 職員

(部分休業の承認)

- にも該当する非常勤職員のうち地方公務員法第22条の2第1項に規定する 会計年度任用職員にあっては当該会計年度任用職員について定められた勤 務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。
- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき当該非常勤 職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超 えない範囲内で行うものとする。ただし、当該非常勤職員が勤務時間条例 第18条第2項の規定に基づく規則の規定による育児時間又は介護時間の承 認を受けて勤務しない場合における部分休業の承認については、1日につ き当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減 じた時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時 間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

(部分休業における給与の減額)

第16条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、足立区職員の第16条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、足立区職員の

改正前	改正後
立区条例第60号。以下「幼稚園教育職員給与条例」という。)第19条第1	区条例第60号。以下「幼稚園教育職員給与条例」という。) 第19条第1項
項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第23条及	並びに足立区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元
び幼稚園教育職員給与条例第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額を	年足立区条例第 号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。) 第9
減額して給与を支給する。	条第1項及び第22条第1項から第3項までの規定にかかわらず、その勤務
	しない1時間につき、給与条例第23条、幼稚園教育職員給与条例第22条並
	びに会計年度任用職員給与条例第13条及び第26条に規定する勤務1時間当
	たりの給与額 <u>(同条にあっては報酬額)</u> を減額して給与を支給する。
第17条~第18条 略	第17条~第18条 略
	付 則
	この条例は、令和2年4月1日から施行する。

# 第98号議案説明資料

件名	   足立区非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 
所管部課名	総務部人事課
内容	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)の施行に伴い、条例の改正を行う。  1 改定内容 「足立区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」の制定に伴い、「足立区非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例」の適用対象職員から、会計年度任用職員を除外する。  2 施行年月日 令和2年4月1日  3 新旧対照表 別紙のとおり
今後の方針	

別紙

改正前	改正後
(通則)	(通則)
第1条 足立区非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の	第1条 足立区非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第22条の</u>
5 第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員を	2第1項に規定する会計年度任用職員及び第28条の5第1項又は第28条の
除く。以下「職員」という。)の報酬および費用弁償の額ならびにその支	6 第 2 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「職員」と
給方法については、別に定めがあるものを除くほか、この条例の定めると	いう。)の報酬および費用弁償の額ならびにその支給方法については、別
ころによる。	に定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。
(略)	(略)
	付 則
	この条例は、令和2年4月1日から施行する。

# 第99号議案説明資料

件 名	日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日
十	佐立色概長の相子に関する木内の一即で以上する木内  
所管部課名	総務部人事課
内容	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)の施行に伴い、条例の改正を行う。また、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人が欠格条項から削除されることに伴い、条例の改正を行う。  1 改定内容 (1) 「足立区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」の制定に伴い、「足立区職員の給与に関する条例」の適用対象職員から、会計年度任用職員を除外する。 (2) 育児休業に伴う臨時的任用職員の給与について定める。 (3) 期末手当及び勤勉手当の支給規定から、「成年被後見人及び被保佐人」に係る規定を削除する。 ※ 今後も「成年被後見人及び被保佐人」は、期末手当及び勤勉手当の支給対象である。  2 施行年月日 1の(1)及び(2)は、令和2年4月1日 1の(3)は、令和元年12月14日  3 新旧対照表 別紙のとおり
今後の方針	

## 改正前

### (趣旨)

- 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項の規定に基づき、職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 教育公務員特例法 (昭和24年法律第1号) 第2条第1項に定める教育 公務員 (区立認定こども園の園長及び教員に限る。) の給与に関する事 項は、別に条例で定める。

## (臨時職員の給与)

第25条 臨時的に任用される職員の給与は、任命権者が職員の給与との均 衡を考慮し、予算の範囲内で人事委員会の承認を得て定める。

## 2 (省略)

## (期末手当)

第29条 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日(以下この条から 第29条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ 在職する職員(規則で定める職員を除く。)に対して、それぞれ基準日 の属する月の規則で定める日(次条及び第29条の3においてこれらの日 を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1月以内に退職 し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失 職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、ま

## 改正後

## (趣旨)

- 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項の規定に基づき、職員の給与に関し必要な事項を 定めるものとする。
- 2 次の各号に掲げる職員の給与に関する事項は、別に条例で定める。
  - (1) 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第2条第1項に定める 教育公務員(区立認定こども園の園長、副園長、教諭及び養護教諭 に限る。)
  - (2) 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(教育公務員特例法第2条第1項に定める教育公務員のうち、区立認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の講師を含む。)

# (育児休業に伴う臨時的任用職員の給与)

- 第25条 <u>育児休業法第6条第1項の規定により</u>臨時的に任用される職員 (常時勤務を要するものを除く。) の給与は、任命権者が職員の給与と の均衡を考慮し、予算の範囲内で人事委員会の承認を得て定める。
- 2 (省略)

# (期末手当)

第29条 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日(以下この条から 第29条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ 在職する職員(規則で定める職員を除く。)に対して、それぞれ基準日 の属する月の規則で定める日(次条及び第29条の3においてこれらの日 を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1月以内に退職 し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、また 同様とする。

改正前 改正後 た同様とする。 2~5 (省略) 2~5 (省略)

第29条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定に かかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあ つては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1) (省略)

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に決第 28条第4項の規定により失職した職員(法第16条第1号に該当して失 職した職員を除く。)

(3) • (4) (省略)

(勤勉手当)

第30条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれら の日を「基準日」という。) にそれぞれ在職する職員(規則で定める職 員を除く。) に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に 支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは法第16条第1 号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(規 則で定める職員を除く。) についても、また同様とする。

2~6 (省略)

(特定職員についての適用除外)

第31条 (省略)

2 (省略)

(新設)

第29条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定に かかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあ つては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1) (省略)

(2) 基進日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28 条第4項の規定により失職した職員

(3) • (4) (省略)

(勤勉手当)

第30条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれら の日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員(規則で定める職 員を除く。) に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に 支給する。これらの基準目前1月以内に退職し、又は死亡した職員(規 則で定める職員を除く。) についても、また同様とする。

2~6 (省略)

(特定職員についての適用除外)

第31条 (省略)

2 (省略)

3 第6条第2項から第6項までの規定は、臨時的に任用される職員には、 適用しない。

付 則

(施行期日)

改正前	改 正 後
	1 <u>この条例は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第1条第2</u> 項、第25条第1項及び第31条第3項の改正規定については、令和2年4月1日から施行する。
	(経過措置)
	2 この条例の施行の日前に、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の
	適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37
	号)第44条の規定による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号。
	以下「旧法」という。)第16条第1号に該当して旧法第28条第4項の規定
	により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、こ
	の条例による改正後の第29条第1項、第29条の2第2号及び第30条第1
	項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

# 第100号議案説明資料

	一
件 名	足立区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
所管部課名	総務部人事課
内 容	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)の施行に伴い、条例の改正を行う。また、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人が欠格条項から削除されることに伴い、条例の改正を行う。  1 改定内容 (1) 都職員等から引き続いて区職員となった場合において、在職期間を引き継がない者を規則で定める旨を明記する。 (2) フルタイム会計年度任用職員が任期を更新した場合の在職期間の計算は、フルタイム会計年度任用職員として引き続いた在職期間とする旨を定める。 (3) 退職手当の支給制限規定から、「成年被後見人及び被保佐人」に係る規定を削除する。 ※ 今後も「成年被後見人及び被保佐人」は、退職手当の支給対象である。  2 施行年月日 1の(1)及び(2)は、令和2年4月1日 1の(3)は、令和元年12月14日  3 新旧対照表別紙のとおり
今後の方針	

## 改正前

(勤続期間の計算)

第13条 (省略)

- 2 (省略)
- 3 (省略)
- 4 (省略)
- 5 第1項に規定する職員として引き続いた在職期間には、東京都の職員、東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和28年東京都条例第19号)の適用を受ける職員、他の特別区の職員、特別区の一部事務組合の職員その他の地方公務員及び国家公務員並びにこれらに準ずる者として規則で定める法人(以下「規則法人」という。)の職員(以下「都職員等」という。)から引き続いて職員となつた者(その他の地方公務員及び規則法人の職員については、任命権者の求めにより職員となつた者のうち区長が特に必要と認めた者に限る。以下この項において同じ。)の都職員等として引き続いた在職期間並びに職員が都職員等となり、引き続いて職員となつたものの先の職員として引き続いた在職期間の始期から都職員等としての引き続いた在職期間の終期までの在職期間をそれぞれ含むものとする。この場合において、その者の都職員等としての引き続いた在職期間の計算については、前各項の規定を進用する。

(新設)

## 改正後

(勤続期間の計算)

第13条 (省略)

- 2 (省略)
- 3 (省略)
- 4 (省略)
- 5 第1項に規定する職員として引き続いた在職期間には、東京都の職員、東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和28年東京都条例第19号)の適用を受ける職員、他の特別区の職員、特別区の一部事務組合の職員その他の地方公務員及び国家公務員並びにこれらに準ずる者として規則で定める法人(以下「規則法人」という。)の職員(規則で定める者を除く。)(以下「都職員等」という。)から引き続いて職員となつた者(その他の地方公務員及び規則法人の職員については、任命権者の求めにより職員となつた者のうち区長が特に必要と認めた者に限る。以下この項において同じ。)の都職員等として引き続いた在職期間並びに職員が都職員等となり、引き続いて職員となつたものの先の職員として引き続いた在職期間の終期までの在職期間をそれぞれ含むものとする。この場合において、その者の都職員等としての引き続いた在職期間の計算については、前各項の規定を準用する。
- 6 足立区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年 足立区条例第 号)第2条第1項第1号に規定するフルタイム会計年 度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)が退職した 場合(第21条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、 その者が退職の日又はその翌日に再びフルタイム会計年度任用職員とな つたときは、第3項の規定を準用する。この場合において、退職手当の 算定の基礎となる勤続期間の計算は、フルタイム会計年度任用職員とし ての引き続いた在職期間によるものとし、当該在職期間の計算は、フル タイム会計年度任用職員となつた日の属する月から退職した日の属する

改正前

## 6 · 7 (省略)

8 第21条の規定による退職手当を計算する場合における勤続期間の計算について、第1項から<u>第5項</u>までの規定により計算した在職期間に1月未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第21条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職 に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(当該退職をした者が死 亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の支払を受ける権利を 承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、 当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容 及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした 者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が 公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全 部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

## (1) (省略)

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職<u>(同法第16条第1号に</u> 該当する場合を除く。) 又はこれに準ずる退職をした者

## 2・3 (省略)

改正後

月までの月数によるものとする。

## <u>7・8</u> (省略)

9 第21条の規定による退職手当を計算する場合における勤続期間の計算について、第1項から第6項までの規定により計算した在職期間に1月未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第21条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職 に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(当該退職をした者が死 亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の支払を受ける権利を 承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、 当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容 及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした 者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が 公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全 部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

## (1) (省略)

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者

# 2 · 3 (省略)

付 則

## (施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第21条第1項 第2号の改正規定は、令和元年12月14日から施行する。

## (経過措置)

2 この条例による改正後の第13条第5項の規定は、令和2年4月1日以 後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当 については、なお従前の例による。

# 第102号議案説明資料

件名	補助第258号線六町加平橋取付道路整備工事その1請負契約の変更に ついて
所管部課名	総務部 契約課
	1 契約の相手方 株式会社東京三田組 代表取締役 三田 哲司 東京都足立区北加平町21番2号
内容	2 契約金額       464,400,000円         (2) 1回目増額金額       29,326,320円         (3) 1回目変更後契約金額 493,726,320円       (平成31年第1回定例会にて専決処分報告済)         (4) 2回目増額金額       27,282,800円         (5) 2回目変更後契約金額 521,009,120円       (増額金額累計         (6) 増額金額累計       56,609,120円         (増額率12.19%)         ※契約金額には消費税を含む。         3 契約年月日       平成30年9月28日         4 契約番号       30足総契契第010435号         5 工期       平成30年10月1日から令和2年3月25日         6 工事場所       足立区六町一丁目8番から加平二丁目22番先         7 契約変更理由および内容       (1) 1回目変更ア規地盤では杭打機を支持できず、地盤改良や敷鉄板枚数の変更が必要となったため。         イ関係機関協議結果から、安全な歩行者及び自転車導線を確保するため。ウ東京都より引継いだ工事用地からコンクリート塊等が発生した
	ため、撤去を行う。 エ 護岸に影響が出るおそれがあると河川管理者から指導があった ため、杭撤去は実施しない。

# (2) 2回目変更

- ア 落書きが頻発しており、施工時の実施で費用縮減できることから落 書防止対策を行う。
- イ 杭工事の発生土がヘドロ状であり、通常土処分するための土質改良 を行う。
- ウ 想定以上の降雨から施工が不可能になり、仮設排水を設置する。
- エ 鋼材が腐食しやすい土質が見つかったため、腐食対策を行う。
- オ 近隣の同種工事で陳情があったため、H鋼打設工法を変更する。
- 8 契約変更(仮承諾)年月日 令和元年8月22日

## 9 その他

議会の議決を得た当該契約金額より変更による増減額が100分の10 を超えるため、足立区議会の議決に付すべき契約および財産の取得または 処分に関する条例(昭和39年足立区条例第1号)第2条の規定に基づき、 本件を提出する。

# 今後の方針

# 第103号議案説明資料

件名	栗六陸橋耐震補強等工事請負契約の変更について
所管部課名	総務部 契約課
	1 契約の相手方 東急・東武建設共同企業体 代表者 東急建設株式会社 取締役社長 寺田 光宏 東京都渋谷区渋谷一丁目16番14号
	2 契約金額
内容	(1) 当初契約金額262,116,000円(2) 1回目増額金額15,270,120円(3) 1回目変更後契約金額 277,386,120円 (平成31年第1回定例会にて専決処分報告済)(4) 2回目増額金額11,771,100円(5) 2回目変更後契約金額 289,157,220円(6) 増額金額累計27,041,220円(増額率10.32%)※契約金額には消費税を含む。
	<b>3 契約年月日</b> 平成30年9月28日
	<b>4 契 約 番 号</b> 3 0 足総契契第 0 1 0 4 6 7 号
	5 工期平成30年10月1日から 令和2年3月19日
	6 工事場所足立区栗原四丁目18番から 六月三丁目10番先
	7 契約変更理由および内容 (1) 1回目変更 ア 鋼製ブラケット等の部材を当初設計から変更する必要性が生じた ため、構造上問題がないかどうか再照査を実施する。 イ 橋脚の施工に伴う掘削で想定以上の湧水が発生したため、排水 ポンプの設置及び排水作業を追加する。 ウ 初期ひび割れが発生する可能性が高いため、橋脚の鉄筋コンク リート巻立てに表面被覆工を追加する。

# (2) 2回目変更

- ア 近隣住民から粉塵・騒音による苦情を受けたことに配慮し、コンク リートの撤去工法を大型重機による破砕工法から人力破砕工法に 変更する。
- イ 歩道橋の架替により、車道部にあらたに仮設の歩道を設置するが、 警視庁の指導により歩行者等の更なる安全性を確保するため、転落 防止柵の設置を追加する。
- ウ 東京メトロとの協議により、足場を利用した線路敷地への侵入防止 対策を図るため、足場4方向に仮囲いを追加する。
- エ 補強部材取付時の橋脚穴あけの際、鉄筋が干渉して所定の深さが 取れない孔があり、その孔埋めが必要なため、不達孔充填補修工を 追加する。
- オ 橋脚周辺掘削時に出てきたコンクリート塊 (ガラ) の撤去を追加する。
- カ 耐震補強部材の上部に防水用のシーリングを追加する。
- **8 契約変更(仮承諾)年月日** 令和元年8月22日

## 9 その他

議会の議決を得た当該契約金額より変更による増減額が100分の10 を超えるため、足立区議会の議決に付すべき契約および財産の取得または 処分に関する条例(昭和39年足立区条例第1号)第2条の規定に基づき、 本件を提出する。

# 今後の方針

# 第104号議案説明資料

件 名	災害備蓄用アルファ化米等の購入及び入れ替えについて	
所管部課名	総務部 契約課	
	1 契約の相手方 廣瀬産業株式会社 東京支店 東京支店長 臼井 段一郎 東京都足立区千住宮元町23番1号	
	<b>2 契約金額</b> 58, 252, 766円 (落札率 99. 71%)	
	<b>3 契 約 方 法</b> 指名競争入札	
	<b>4 契 約 番 号</b> 3 1 足総契契第 0 2 1 9 6 2 号	
	<b>5 納 期</b> 令和 2 年 1 月 3 1 日	
	6 納 入 場 所 辰沼小学校(足立区谷中五丁目12番1号)	
	外87箇所	
内 容	7 契約内容 災害備蓄用アルファ化米等を購入し、現在備蓄してあるものと 入れ替える。 (1)アルファ化米(五目ご飯) 57,700食(215円/食) (2)アルファ化米(わかめご飯) 59,250食(210円/食) (3)アルファ化米(梅粥) 1,550食(214円/食) (4)栄養機能食品(固形タイプ) 10,200食(219円/食) (5)クラッカー 101,220食(152円/食) (6)飲料水(500mlペットボトル) 50,040本(203円/本)  8 その他 (1)仮契約年月日 令和元年8月21日 (2)開札・入札年月日 令和元年8月21日 (2)開札・入札年月日 令和元年8月20日 (3)指名業者数 10者 (予定価格超過6者、辞退2者) (4)予定価格 58,420,010円(事後公表)	
今後の方針	※ 契約金額、予定価格には消費税を含む。	